

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大阪市国民健康保険条例（昭和42年東大阪市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

（2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

（3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条第1号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の10の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第12条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条及び第17条の3から第17条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1） 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第17条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第12条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の保険料の算定に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第12条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の15 第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、これが当該年度における保険料に係る通知日において施行されている令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額とする。

第17条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の12」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項各号中「イに掲げる額」とあるのは「イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額」と、「世帯別平等割」とあるのは「18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

第17条の2の見出し中「に係る保険料の基礎賦課額」を削り、同条中「世帯主」の次に「又は当該世帯主」を加え、「又は」を「若しくは」に、「及び前条第1項」を「、第12条の5の4、第12条の8、第12条の13及び前条第1項（同条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む。）」に改める。

第17条の3第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の14」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の14第3項」と読み替えるものとする。

第17条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付

金賦課額」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第12条の14」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項において準用する同条第1項各号」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の14第3項」と読み替えるものとする。

第17条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「、第5項」を「、第6項」に、「、第6項」を「、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項において準用する同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第12条の5の10」と」の次に「、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の12」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

第17条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用

する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第5項において準用する同条第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項において準用する同条第1項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

第17条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の5 当該年度において、世帯主の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の14に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条第5項において準用する同条第1項、第17条の3第4項において準用する同条第1項若しくは同条第8項において準用する同条第5項又は前条第5項において準用する同条第1項若しくは同条第10項において準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第12条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場

合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第18条中「保険料申告書」を「、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和8年度分の子ども・子育て支援納付金賦課限度額についての改正後の第12条の15の規定の適用については、同条中「当該年度における保険料に係る通知日において施行されている令第29条の7第6項第10号に規定する額」とあるのは、「令第29条の7第6項第10号に規定する額」とする。

東大阪市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第8条の2 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p>第8条の2 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用
（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担

(基礎賦課総額)

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用
（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担

する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下イにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に

(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下イにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ・エ (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に

応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条及び第17条の3から第17条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付

応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ (略)

2・3 (略)

に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計
において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要
する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の
額

イ 第17条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものと
した場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75
条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業
費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び
同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険
事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）
の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保
険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための
収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項

及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第12条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納

付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の保険料の算定に当たって1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第12条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦

課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て

て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者

均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率の

うち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率におけ

る18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未

満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速

やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の15 第12条の12の子ども・子育て支援納付金

賦課額は、これが当該年度における保険料に係る通知日において施行されている令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えるときは、同号に規定する額とする。

(低所得者の保険料の減額)

第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5に規定する賦課限度額を超える場合には、同条の規定による額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、310,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期

(低所得者の保険料の減額)

第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5に規定する賦課限度額を超える場合には、同条の規定による額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、305,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期

日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、570,000円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生し

日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、560,000円に当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生し

た日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに定める額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の12」と、「第

た日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項各号のア及びイに定める額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項各号中「イに掲げる額」とあるのは「イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額」と、「世帯別平等割」とあるのは「18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第17条の2 世帯主又は当該世帯主の世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、第12条の5の4、第12条の8、第12条の13及び前条第1項(同条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれて

(特例対象被保険者等に係る保険料の基礎賦課額の特例)

第17条の2 世帯主の世帯に属する被保険者又は特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。

いる場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第17条の3 （略）

2・3 （略）

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課

次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第17条の3 （略）

2・3 （略）

額」と、「第12条」とあるのは「第12条の14」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の14第3項」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第12条の14」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項において準用する同条第1項各号」と、第6項中「第

4・5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と、前項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

12条第3項」とあるのは「第12条の14第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第17条の4 当該年度において、世帯主の世帯に出産被保険者(令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の5に規定する賦課限度額を超える場合には、同条の規定による額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の3で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出

(出産被保険者の保険料の減額)

第17条の4 当該年度において、世帯主の世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の5に規定する賦課限度額を超える場合には、同条の規定による額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出

産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第12条の12」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第1項」と、「第

産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (略)

2～4 (略)

5・6 (略)

5・6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第1項」と、「第

12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第3項において準用する同条第1項各号」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第4項において準用する同条第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、同項第2号中「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項において準用する同条第1項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金

12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第4項において準用する同条第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項」と読み替えるものとする。

賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「同項」とあるのは「同条第5項において準用する同条第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の15」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項において準用する同条第1項各号」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の14第2項」と読み替えるものとする。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の5 当該年度において、世帯主の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の14に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条第5項において準用する同条

第1項、第17条の3第4項において準用する同条第1項若しくは同条第8項において準用する同条第5項又は前条第5項において準用する同条第1項若しくは同条第10項において準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第12条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

(保険料に関する申告)

第18条 保険料の納付義務者は、規則で定める日までに、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、東大阪市税条例（昭和42年東

(保険料に関する申告)

第18条 保険料の納付義務者は、規則で定める日までに保険料申告書を市長に提出しなければならない。ただし、東大阪市税条例（昭和42年東大阪市条例第94号）第22条及び第23条に規定する市民税に関する申告書を提出した者及び

大阪市条例第94号)第22条及び第23条に規定する市民
税に関する申告書を提出した者及び提出したものとみなし
た者については、この限りでない。

提出したものとみなした者については、この限りでない。